子どもの貧困解決
金融面からのアプローチ

―奨学金ファンドの提案―

保田ゼミナール
指導教員　加藤　敬太准教授

学生番号　2011249
氏名　續木　翔子
提出年月日　平成 26 年度提出

目次

第１章　序章
　第１節　研究背景……1
　第２節　研究目的……1
第２章　日本における子どもの貧困現状
　第１節　貧困の定義……2
　　1.　絶対的貧困と相対的貧困
　　2.　貧困をはかる指標とは
　　1)　相対的貧困率
　　2)　貧困ギャップ
　　3)　剥奪指標
　第２節　データ……4
　　1.相対的貧困率
　　2.貧困ギャップ
　　3.剥奪指標
　　4.教育費の公的支出
　　5.大学中途退学率
　第３節　貧困層に教育が必要であるというデータ……7
　　1.貧困の世代間連鎖
　　2.生涯賃金
第３章　貧困の対応策
　第１節　奨学金制度……9
　第２節　国の教育ローン……10
　第３節　大学の授業料減免……13
第４章　奨学金ファンドをつくる提案
　第１節　現状分析……15
　第２節　提案内容……15
引用・参考文献……20

第１章　序章

第１節　研究背景

2014 年　厚生労働省の国民生活基礎調査で衝撃的な数値が更新された。16.3%という過去最悪の子どもの貧困率を記録したのである。そんな貧困についての日本の認識は、阿部（2008）によると以前、日本には、「1 億総中流」の意識が高度成長期の中で広がった。その名残からか、最近でも日本に貧困などないという認識は強く残っていると指摘する。しかし、国民生活基礎調査の結果からわかるように大きく、状況が変わっていることがうかがえる。

子どもの貧困が大きく取り上げられたのは今年が初めてではない。阿部（2014）は、「2008 年は、日本の社会政策学者の間で『子どもの貧困元年』と言われる年である。」という。この年の後半に、子どもの貧困をメインテーマとする書籍が次々と発売された。その「子どもの貧困元年」から早 5 年たっているが、現状は一向に良くならない。

2013 年 6 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が可決され、社会保障制度・奨学金等様々な対策は打たれている。山野（2014）は、そのなかでも「現金給付が日本では限られているために貧困率の改善に至らない」と指摘している。

第２節　研究目的

私も山野の意見に強く共感する。湯浅（2006）は、貧困とは貧困と孤立から成ると述べている。今現在、孤立への対策は打たれ始めているが、本当に求められているのは、わたしは現金給付なのではないかと仮説を立てた。

私自身、資金不足から留学を諦めたことや、大学の選択肢が限られることがあったことから、経済的格差が教育格差に及ぼす影響は大きいのではないかと考えた。教育の機会均等はあるべきで、そのためには現金給付が欠かせないと考える。やる気と能力のある学生が経済面で夢をあきらめることは、日本にとっても機会損失である。これが私の当論文を書く動機である。

本研究では、第 2 章で日本の相対的貧困を現状分析し、なぜそもそも子どもの貧困が問題なのかを経済的な視点から指摘する。第 3 章では、今現状に対して国を挙げてとっている対策や民間での取り組みを列挙し、そのメリット・デメリットを上整理する。その中で何が足りていないから、子どもの貧困率が上がっているのかを含めて仮説が正しかったか検証する。第 4 章で、米国の Lumni を参考に奨学金ファンドを提案していきたい。

第 2 章　日本における子どもの貧困現状

第 1 節　貧困の定義

国連開発計画（UNDP）によると、貧困とは「教育、仕事、食料、保険医療、飲料水、住居、エネルギーなど最も基本的な物・サービスを手に入れられない状態のこと」と定義している。また貧困には、大きく分けて「絶対的貧困」と「相対的貧困」という考え方がある。しかし、阿部（2012）は、「一般市民の貧困の概念が、絶対的貧困や物質社会に反抗する精神論に強く影響を受けており、それが現代における貧困（相対的貧困）の議論の本質を見えにくくしている」ことを指摘した。そこで、子どもの貧困について論文を展開する前にこの 2 つの概念を整理する。また貧困率の計算の仕方を記載することで、貧困への理解を深めたい。

1.絶対的貧困と相対的貧困

阿部（2012）によると、絶対的貧困を「食べることもままならないといったような生活水準」のことと説明している。また、相対的貧困は「人がある社会の中で生活する際に、その社会の殆どの人々が享受している『普通』の習慣や行為を行うことができないこと」と言う。また菅（2009）は、絶対的貧困のことを「生存するのに最低限必要なものを得られない状態」と言う。相対的貧困は「平均的な生活水準と比べたときに、一定の割合の所得以下しかない状態」と言っている。このことから、絶対的貧困・相対的貧困には研究者の中で統一された定義があるとわかる。

1960 年に日本も池田内閣の時代に絶対的貧困から相対的貧困の概念への転換が行われた。これからの日本の貧困を語る場合は相対的貧困の概念を用いることとする。

2.貧困を測る指標とは

1）相対的貧困率

子どもの相対的貧困率とは、山野（2014）によると「ある基準に満たない所得で暮らす子どもの割合」を示しているという。阿部（2012）は、貧困率とは「貧困ライン以下の人の人口に対する割合」である。子どもの貧困率は「貧困ライン以下の所得しかない子どもの、子どもに対する割合である」と言う。「ある基準」を「貧困ライン」と表現する。貧困ラインとは、2009 年厚生労働省が日本政府として初めて発表したものを参考にすると、等価可処分所得の中央値の半分と設定されている。阿部（2012）は、「等価可処分所得とは、世帯の中のすべての世帯員の合算の可処分所得（勤労収入・資産収入などの収入および公的年金,生活保護,子ども手当など社会保障給付金から、税金社会保障料などを差し引いた額）を世帯人数で調整した値（世帯所得）である。」定義している。日本の貧困ラインは、文部科学省が出している最新のデータ（2012 年度）で、122 万円と算出されている。親子２人

世帯では 173 万円、親子 4 人世帯で 244 万円となっている。

この相対的貧困率には、OECD（経済協力開発機構）、EU（欧州連合）、ユニセフ（国際連合児童基金）などの国際機関でも用いられて、広く普及している。最も一般的な貧困指標で多くの先進国ではごく一般的に公的統計として公表されている。しかし、3 つ欠点がある。①所得をベースとした指標によって生活水準を測ることに限界がある点。阿部（2012）は、「ある人の生活水準は、…健康や労働能力などの人的資本、他者からの支援などの人的ネットワークなどの多くのモノに左右される」と述べている。また山野（2014）も、「貯蓄金などの資産保有状況が反映されていない」と批判する。②「50%」という線引きが、それ自体に確固たる論証がない点。数字に科学的根拠に欠ける。③相対的貧困率は、貧困者数の頭数に過ぎず、非常におおざっぱな貧困の指標と言える点。次の項目でこれらの問題を解決する貧困の指標を紹介する。

2）貧困ギャップ

貧困の子どもの所得は幅が広い。貧困ラインを 1 円下回っている人もいれば、100 万円下回っていても、同じように「1 人」と数えられる。山野（2014）は「子どもの貧困ギャップと言う指標は、貧困ライン未満の子どもたちの所得の中央値が、貧困ライン上の所得そのものとどれほど離れているかを、貧困ラインと何%の差があるかで示す」と述べる。貧困率は貧困の広がりを表し、貧困ギャップは貧困の深さを表す指標である。

3）剥奪指標

相対的貧困率の問題①を補完するために近年先進国や国際機関で取り入れられた剥奪アプローチによる貧困測定方法である。ピーター・タウンゼンドの研究を基礎にして、イギリスで長い間研究されてきた方法でもある。日本では阿部（2014）が、「剥奪指標は、基本的にはその社会における必要最低限の生活を満たす項目の欠如の度合いを表すものである。『必要最低限を満たす』項目とは、1 日 3 回の食事、雨風をしのげる住居、冷蔵庫、電話、最低 2 足の靴などの物品、月に 1 回の友人との食事、病気になった時の医療サービスなどのサービスや行動などである。」と定義している。

剥奪指標には 2 つの問題点がある。①剥奪状態であるかを測る項目は、研究者によって恣意的に選ばれたものであること。それの対応策で、基本的な衣食住を表す項目から社会的な項目まで 60 の項目を、無作為に抽出された一般市民に選んでもらう。②必需品の定義は、個人の趣味やニーズによって異なるので、社会的な合意なのか確証できないこと。そこで、異なるグループ間でも「何が必需品であるか」について一定の合意があるかを検定で行うことで、社会科学的にも頑強な手法として確立する対策をとる。

第 2 節　データ

第 1 節で述べた貧困基準を日本のデータで見ていく。

1.相対的貧困率

まずは相対的貧困率をみていく。

図 2-1

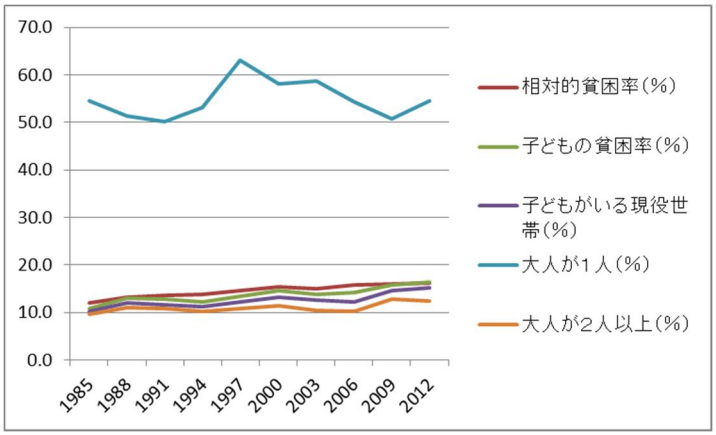

（出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成）

これらの表から伝えたいことが 3 つある。まず注目するのは、1985 年から 2012 年にかけて、多少の増減はあるものの、子どもの貧困率と社会全体の相対的貧困率は上昇し続けていることである。2012 年には社会全体の相対的貧困率が 16.1%、子どもの相対的貧困率は、16.3%という過去最悪を記録したことが 2014 年の 7 月に発表された。これは、約 6 人に 1 人、日本全体では約 325 万人の子どもたちが貧困状況であることがわかる。次に、図 2-1 でも飛びぬけて貧困率が高い大人がひとりの世帯は 1985 年以降 50%を常に超えている。つまり、貧困で深刻な状況に置かれているのは母子家庭・父子家庭のひとり親世帯であることがわかる。最後に、子どもの貧困率の上昇ペースは社会全体の貧困率の上昇ペースよりも早いことがわかる。（図 2-2 参照）1985 年の統計開始以降、初めて社会全体の相対的貧困率を子どもの貧困率が上回った。貧困のしわ寄せが子どもに及んでいることがわかる。

図表 2-2

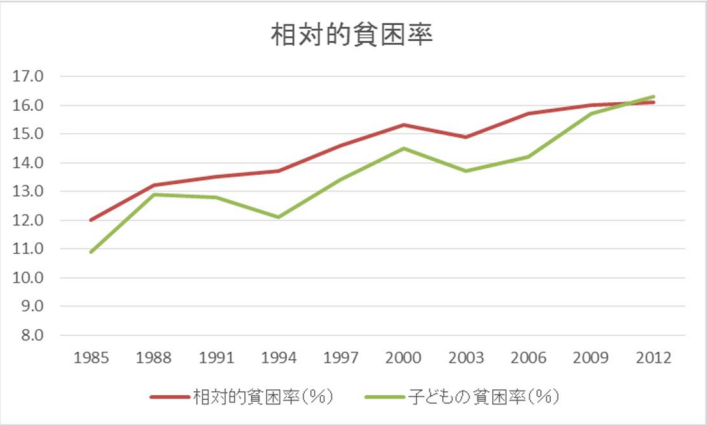

（出所：厚生労働省「平成 22 年国民生活基礎調査」より作成）

そこで国際的にみて日本の貧困率はどうなのか検討してみる。

図 2-3　先進国 20 か国の子どもの貧困率

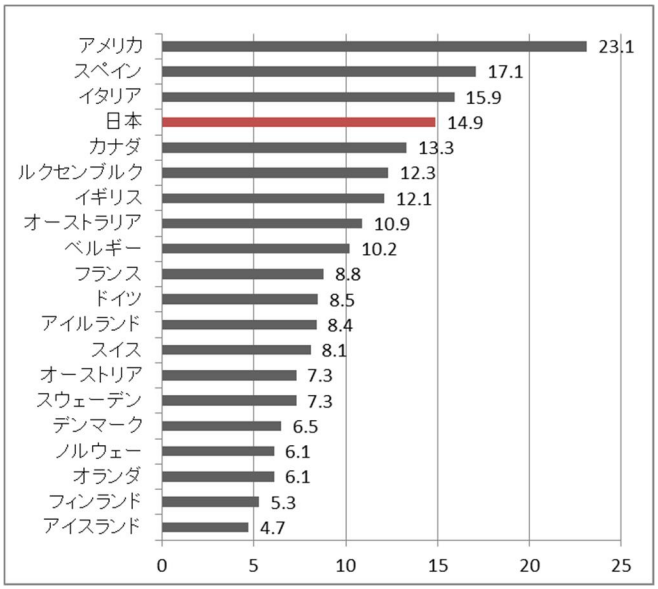

（出所：ユニセフ 2012　Measuring child poverty:new league tables of child poverty in the world's rich countries）

2009 年のデータが最新となってしまうが、日本の貧困率は 14.9%で先進 35 か国の中では 9 番目の高さである。ここから 1 人当たりの GDP が 3 万 1000 ドル以上の国に絞ると、日本は 4 番目に貧困率が高い国となる。アメリカの 23.1%に比べると低いが、5%～10%以内の先進国も多々ある中で、日本は国際的にみても貧困率は高い方であることが言える。

2.貧困ギャップ

ここから日本の貧困の深さを見ていきたい。

図 2-4　先進国の子どもの貧困ギャップ比較

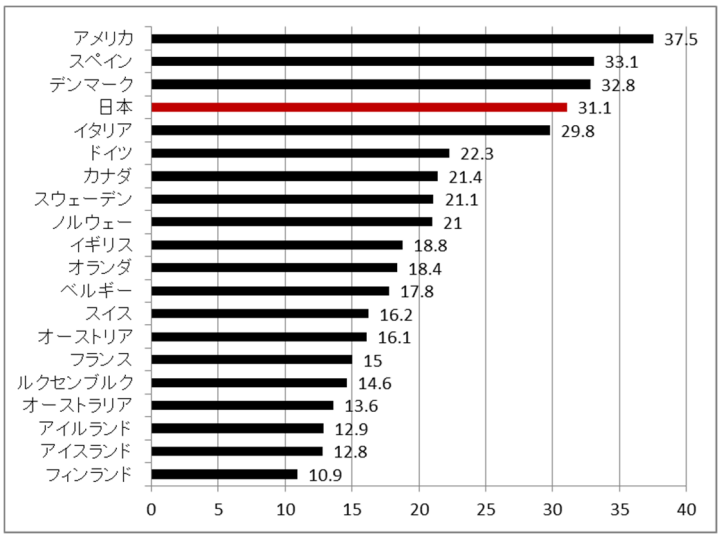

（出所:ユニセフ 2012　*Child poverty gap(gap between the poverty line and the median*

income of those below the poverty line)より作成）

日本の貧困ギャップは 31.1%で、先進国 20 か国の中では 4 番目に大きい。貧困ギャップが 31.1%とは、貧困層の中の所得の中央値が貧困ラインから 30%離れていることを表す。換言すると貧困ラインの 7 割程度が中央値であるということになる。中央値というのは、貧困ライン未満の子どもの 50%は、それよりも低い所得世帯にいる。2009 年の貧困ラインが 125 万円であることからも、貧困状態にある子どもたちは、所得は約 87 万円程度で生活していることになる。親子 2 人の場合は約 122 万円程度で、月額で 10 万円程である。同じくユニセフ・イノチェンティレポートカード 12「不況の中の子どもたち」日本解説版でも阿部も、日本では 2008 年から 2012 年にかけて貧困ギャップは増加しているという。貧困の深刻度は悪化していると指摘している。

3.剥奪指票

剥奪と所得の関係には、「閾値」が存在すると言われている。所得の閾値を超えると、剥奪状態に陥る可能性が急激に増えると言われる。日本では「社会生活調査」（2003）を用いて阿部（2006）が実証分析をした。その結果、日本では世帯所得 400 万～500 万あたりに閾値が存在することが分かった。

4.教育費の公的支出

教育機関への公財支出は、2008 年から約 6 ポイント増加している。しかし、日本の教育支出は GDP に対する割合が 2.9%で OECD 平均の 3.9%よりも低いことは OECD のレポートで指摘されている。（図 2-5 参照）

図 2-5

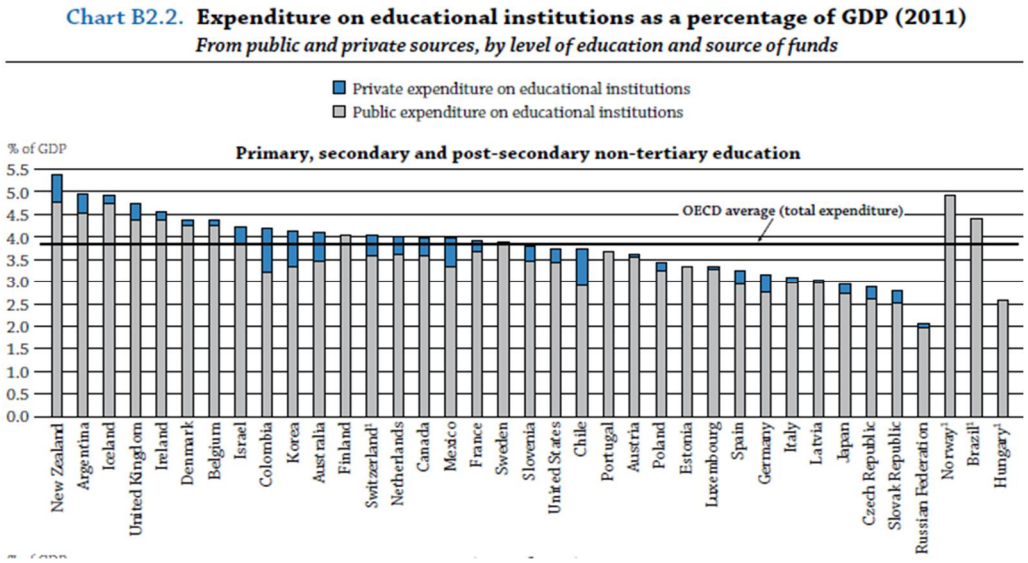

図 2-6

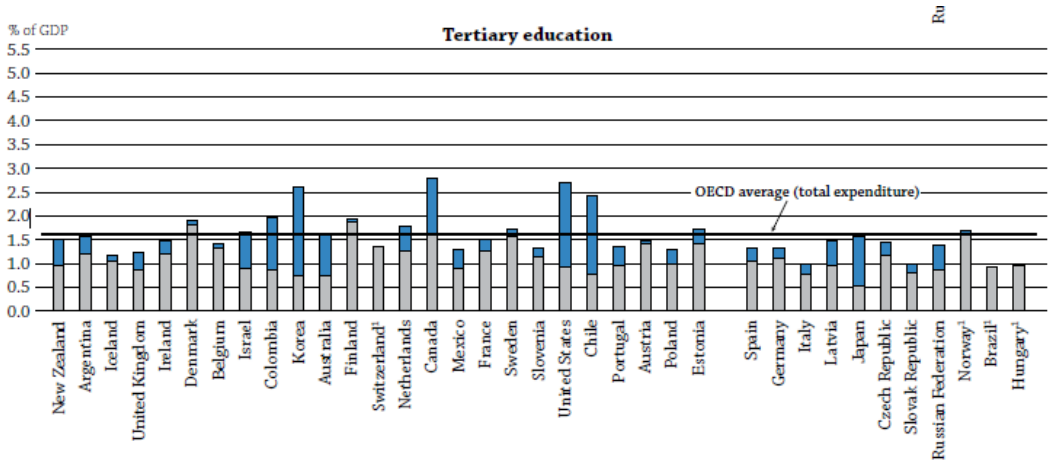

1. Public expenditure only (for Switzerland, in tertiary education only; for Norway, in primary, secondary and post-secondary non-tertiary education only).
Countries are ranked in descending order of expenditure from both public and private sources on educational institutions in primary, secondary and post-secondary non-tertiary education.
Source: OECD. Table B2.3. See Annex 3 for notes (*www.oecd.org/edu/eag.htm*).
StatLink http://dx.doi.org/10.1787/888933117307

（出所：OECD（2014）Education at A　Glance 2014）

また公費負担と私費負担にわけて比較すると、日本は初等中等教育段階において私費負担の割合が小さい。しかし一方、就学前教育（幼稚園など）段階と高等教育（大学など）段階において、諸外国と比べて私費負担の割合が高い。（図 2-6 参照）

その高等教育への公的支出は、82%が教育機関への直接支出であり、学生に対する補助が 18%に留まることも山野（2014）に指摘されている。また公的な貸付や奨学金・給与補助の恩恵を受けている学生は 40%にすぎないとも OECD レポートによる報告がある。高等教育において、家庭の負担が大きいことがわかる。

5.大学中途退学率

平成 26 年 9 月に文部科学省が発表した結果によると、2012 年度に大学などを中途退学した人は全学生の 2.7%にあたる約 7 万 9 千人で、07 年度の 2.4%より微増した。「経済的理由」により中途退学した割合は前回調査の 07 年度より 6.4 ポイント増えて、20.4%と原因の中では最も多かったことがわかる。それに次ぐ原因は「転学」15.4%、「学業不振」14.5%、「就職」13.4%と並ぶ。07 年度の中退者の調査では、転学や就職を理由に挙げた人が多く、経済的理由は 3 番目であった。このことから、大学生の経済的困難がわかる。

第 3 節　貧困層に教育が必要であるというデータ

第 2 節でみた子どもの貧困はなぜ避けたいことであるのかをこの第 3 節で見ていきたい。

1.貧困の世代間連鎖

親子の間で貧困が受け継がれてしまう確率が高い事実を「貧困の世代間連鎖」と研究者たちは呼んでいる。親の階層が子どもの階層に深い関係があること、親の学力と子どもの

学力には相関があること、親の職業階層と子の職業階層にも相関があることなど統計的データが多数存在し、多くの先行研究がこれを問題視している。代表的なデータとして、東京大学経営・政策研究センター（2007）の調査によると、両親の年収が 400 万円以下の場合、4 年制大学への進学率は 33.9%であるが、年収が上がるにつれて進学率も高くなり、1000 万円超では、60.7%となっている。親の世帯所得が子どもの進路選択へ影響している。

日本では義務教育が終わるのは中学校であり、平成 22 年現在で通信制も含めると 98%が高校に進学している。高校卒業時は、平成 25 年度学校基本調査より大学（学部）進学率が 47.4%であることがわかる。また、この高校生の進路問題については、大学進学費用を捻出できるかという教育費の問題が発生する。長谷川（2014）は、大学進学費用の負担問題が大学進学の教育機会の格差問題の象徴となってきていると述べる。

2.生涯賃金の差

なぜ進路選択が世代間格差と繋がるのかみていく。

図 2-8　男性生涯賃金　学歴別　（60 歳まで働いた場合　退職金含めていない）

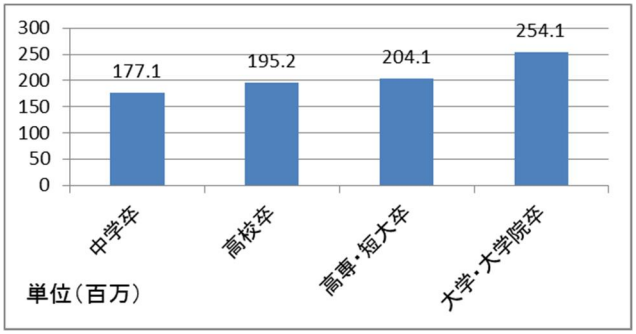

図 2-9　女性生涯賃金　学歴別　（60 歳まで働いた場合　退職金含めず）

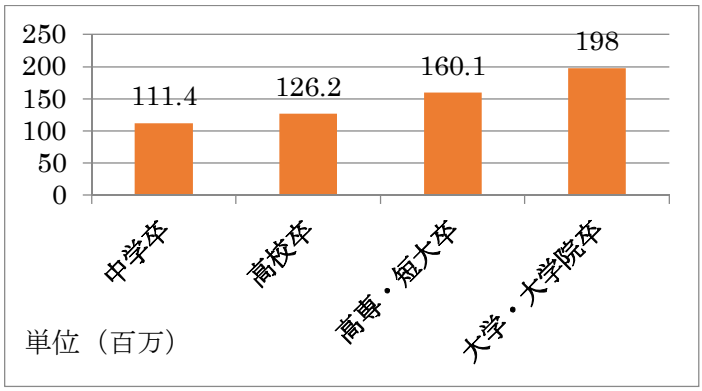

（出所：ユースフル労働統計　2013 労働統計加工指標数より作成）

図 3-1・図 3-2 より、男女共に学歴が上がるほど生涯賃金が高くなる事がわかる。男性は、特に高校卒業と大学・大学院卒では生涯賃金に約 1 億円以上の差がある。女性も約 7000 万円の差がある。このことから子どもは未来を変えることができる存在であり、貧困の世代間連鎖から抜け出すためには、大学での教育が必要であることも明らかになった。

第 3 章　貧困の対応策

貧困対策には、社会福祉政策（生活保護）・社会保障政策（年金、医療、介護など）・雇用政策（失業、最低賃金、非正規労働対策や職業能力開発など）・教育政策（ニート、引きこもり、不登校対策や奨学金制度など）・零細企業に対する中小企業政策・インフラ整備（公的住宅）・財政金融政策（給付月税控除制度やインフレ対策など）など多くの分野が存在する。しかし、当論文では子どもの貧困、特に高校生が大学に進学する時点が貧困から抜け出すためのターニングポイントと言えることが分かってきた。そこに焦点をあてて、教育費をたすける働きをする対応策を上げていく。

鳥山（2014）は、教育費を学校に納入する授業料や入学金の他、通学費や教材費、さらには就学期間中の生活費も含むものと定義している。また、同じ論文内で教育費の家族負担を減らす方法には、奨学金・低利子の教育ローン・授業料の減免があるとし、それらを「教育支援制度」とも定義する。（図 3-1）鳥山の論文を参考に対応策の現状を見ていく。

図 3-1　奨学金・国のローン・教育費の制度比較

	奨学金	国の教育ローン	民間の教育ローン
実施機関	（独）日本学生支援機構	（株）日本政策金融公庫	（株）三菱東京UFJ銀行
目的	教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が経済的理由により就学を断念することがなよう、学生本人に対しての学史の貸与を行う。	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般等の資金調達を支援するため、保護者または学生本人（社会人等のみ）に対して、主に入学時の費用を一括して融資する。	入学または進学の際に一度にまとめて必要となる資金需要にこたえるため、保護者または学生本人（社会人のみ）に対して教育資金を融資する。
貸付対象	学生本人	保護者（独立して生計を維持している場合のみ学生本人）	保護者又は学生本人（社会人のみ）
対与基準	○家計、学力 無利子：955万円程度 有利子：1207万円程度 ・低所得者に優先的に貸与（無審査） ・貸与期間中の「適格認定」	○家計（世帯の年収）890万円以下 ・審査によって融資を断られることがある	○家計（一定学以上の収入、安定かつ継続した収入の見込み、勤続年数等の返済能力） ・審査によって融資をことわれることがある
金額	無利子：月額3万円、5.4万円 有利子：3、5、8、10、12万円	1学生・生徒あたり350万円	30万以上500万円以内
利息	有利子（上限3%、在学中は無利息） 利率見直し方式：03.% 利率固定方式：0.89%	固定利息　2.25%	変動利率：3.975%
使途	修学に必要な経費全般	入学・在学にかかる教育資金	入学・進学の一度にかかる資金
返済期間	卒業後20年以内 在学中は返済猶予（無利息）	15年以内 在学中は元金据置可（利息は発生）	10年以内 （在学中は利子のみの返済とすることが可能
貸与形態	在学期間に分割貸与（毎月）	一括融資	一括融資

（出所：文部科学省　（独）日本学生支援機構（JASSO）　奨学金貸与事業の概要を修正）

第 1 節　奨学金制度

日本の奨学金の提供者は、①独立行政法人日本学生支援機構、②地方公共団体・大学・公益法人などの機関、③金融機関に分けることができて、4275 団体が存在する。また、奨学金は融資形態に合わせて分類することができる。貸与型・給付型・併用型と分けることができる。下図 3-2 によると、制度数だけで見ると給付型が大多数に感じるが、図 3-3 で奨学生数や図 3-4 で奨学金の規模を見ると貸与型の奨学金が圧倒的割合を占めていてその中でも大半が日本学生支援機構の奨学金であることがわかる。

図 3-2　給付・貸与等別の制度数割合

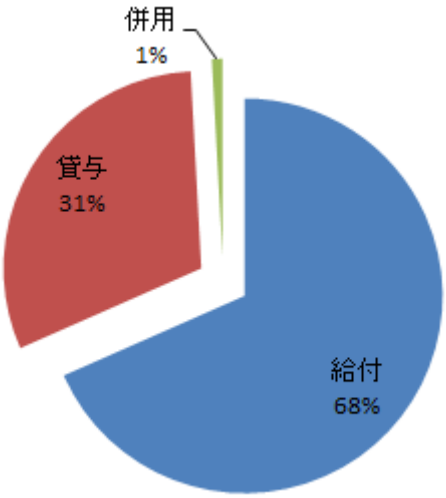

図 3-3　給付・貸与等別の奨学生数割合

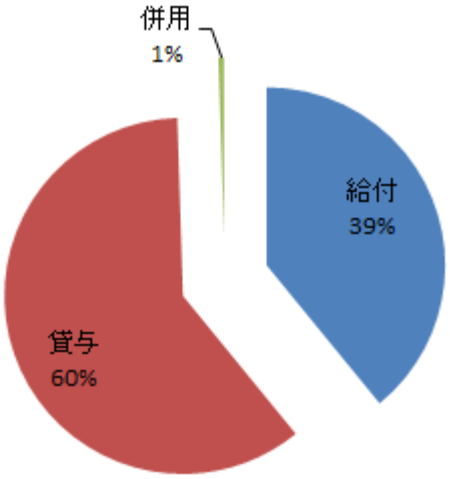

図 3-4　給付・貸与等別の奨学事業額割合

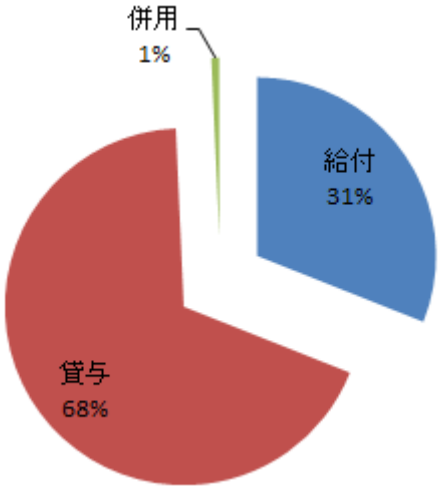

図 3-5　実施団体区分別の奨学生数割合

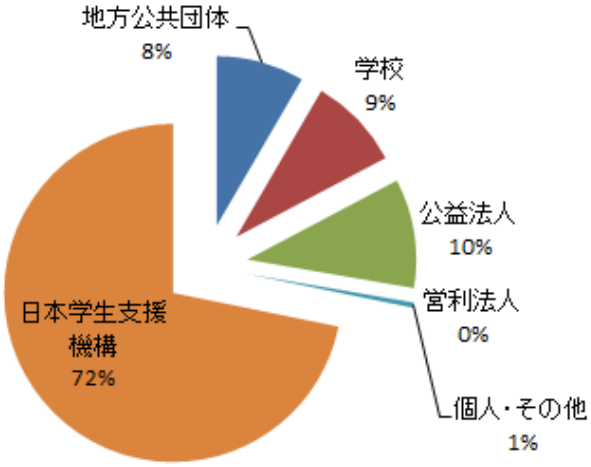

（出所：平成 22 年度奨学金事業に関する実態調査（Jasso）より作成）

そこで、はじめに独立行政法人の日本学生支援機構の奨学金を取り上げる。すべて貸与型であり、無利息の第 1 種奨学金と上限 3%の利息付の第 2 種奨学金がある。大学の授業の高騰と、家庭の年収の減少から、利用する学生が年々増えている。文部科学省の（独）日本学生支援機構（JASSO） 奨学金貸与事業の概要によれば、平成 24 年の時点で貸与人数は、133 万 9 千人、貸与総額は 1 兆 1263 億円にのぼる。大学生のうち 3 人に 1 人は奨学金を受けていることがわかる。しかし、①滞納者・総滞納額が増えていることと、②低所得者層の奨学金活用割合が増加しない状況の継続といった問題を抱えている。

①滞納者・総滞納額の増加については、2012 年の文部科学省の（独）日本学生支援機構（JASSO） 奨学金貸与事業の概要よると、返還中の約 292 万人のうち、約 20.8 万人が 3 ヶ月以上延滞している。2012 年の日本学生支援機構の奨学金の延滞者に関する属性調査結果によると、滞納者 64.5%の常勤社（職）員がいるのに対して無滞納者は 35.6%と割合が低くなっている。また、滞納者の 33.3%の人が非正規雇用、または職がない状態にいることもわかる。このことから、安定した仕事と収入を確保されていることが前提となっている貸与金の返済は、雇用の崩壊を前提とした制度設計が必要になってくると岩重（2013）は指摘する。しかし、現状は極めて不十分な救済措置と回収強化が行われている。大学卒業後の半年後から 20 年にかけて返還の義務が生じる。

②低所得者層の奨学金活用割合が増加しない状況の継続については、最後に、低所得者層の奨学金活用割合が増加しない状況の継続についても、平成 24 年度学生生活実態調査における家庭の年間収入別学生数の割合を示したものを見てみると、国公立・私立すべて年収 800 万円～900 万円の層が多い事がわかった。つまり、大学進学者はそもそも比較的豊かな家庭の学生で構成されていること、本当に必要としている家庭にはお金がまわっていないことが確認できる。

図 3-6　家庭の年間年収別学生数割合（大学昼間）

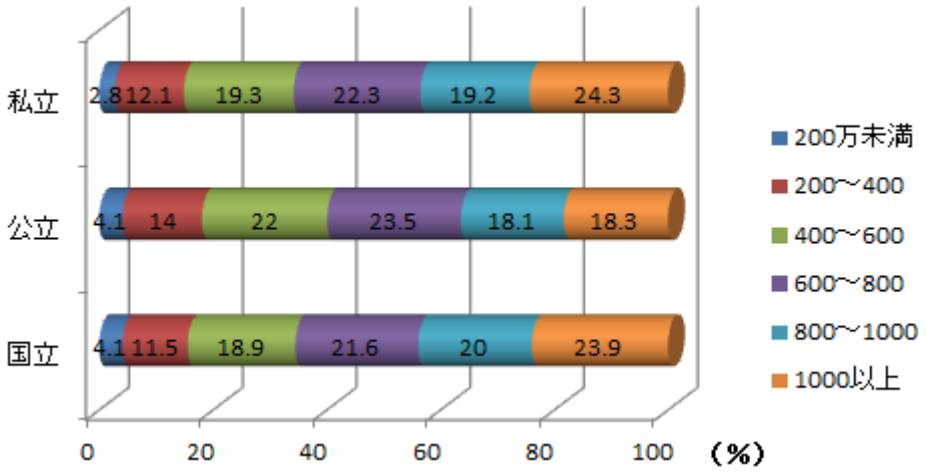

（出所：日本学生支援機構「平成 24 年度学生生活調査結果」より作成）

また地方公共団体・大学・公益法人などの機関による奨学金は、平成 22 年度の日本学生

支援機構の調査によると，約 2,600 の奨学団体等が，約 15 万 5,000 人の奨学生に対して、給付や貸与を行っている。しかし、支給金額が小さいものが多いために、総額で約 616 億円であり、奨学金事業へのインパクトの小ささが指摘できる。

図 3-2 から図 3-5 で見てきたように給付型の奨学金が少ないことが、全体の問題としてある。

図 3-7　国立大学の平均授業料と奨学金を受けている学生の割合

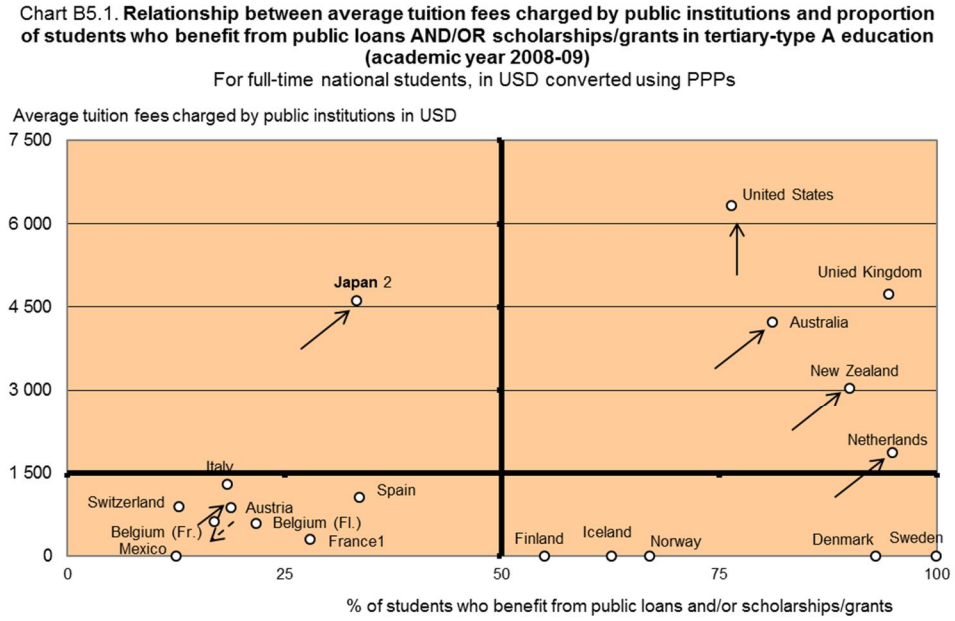

Note: Arrows show how the average tuition fees and the proportion of students who benefit from public support have changed since 1995 further to reforms (soli arrow) and how it may change due to changes that have been planned since 2008-09 (dash arrow).
1. Average tuition fees from USD 190 to 1 309 for university programmes dependent on the Ministry of Education.
2. Tuition fees refer to public institutions but more than two-thirds of students are enrolled in private institutions.
Source: OECD. Tables B5.1 and B5.2. See Annex 3 for notes (*www.oecd.org/edu/eag2012*).

（出所：図表で見る教育インディケーター2012）

図 3-7 は OECD の資料で、横軸は奨学金などの公的な財政支援を受けている学生の割合をあらわしていて、縦軸は国立大学の平均授業料をドルで表したものである。

大きく 2 つのグループに分かれて、ヨーロッパ諸国に多いグループで授業が安い。授業料がどれだけ高くても年間 1500 ドルである。一方、アメリカやオーストラリアは、授業料は高いものの、返済不要の給付型奨学金がそろっているため財政支援を受けている学生も多い。しかし、日本は、授業料も高く、利子付の奨学金制度の場合、その将来の返還への不安から、低学歴の親や低所得の家庭は、借りることを避ける傾向にあると小林（2008）に指摘もされている。そして無理をして借りた者は、岩重（2013）は、貸与に限るということは、一時的な立て替えの支援だけが行われて、結局のところ自己負担を強いることを意味する中、多くの人が多額の借金を負って社会に出なければならない状態となっている

という。

第 2 節　国の教育ローン

国の教育ローンとは、日本政策金融公庫の教育ローンのことである。1979 年に中小企業に対する補完金融の役割を果たすことを目的に誕生した。徐々に事業資金の需要の低迷と、大学への進学率の高まり、授業料の高騰という背景がある。奨学金では補えない、進学時に一括で必要とされる資金の援助の需要にたいして民間の金融機関が融資基準をクリアできない層がたくさん出てきたことにより、教育資金の貸し付けを日本政策金融公庫が担い始めたのが始まりである。貸与実績は、2011 年で約 12 万件。貸与総額は、2013 年の業績評価報告書によると実績で 1663 億円である。利息は、民間の教育ローンとほぼ変わりがなく、固定金利 2.25%である。しかし、借入の審査基準が民間の教育ローンよりも厳しくはない。基本的に貸付対象者は学生の保護者である。

国の教育ローンにも問題がある。国の教育ローンの貸与者の年収構成は、奨学金に比べ低くなってはいるものの、国公立では 400 万以上 600 万未満が多く、私立大学であると 600 万以上 800 万以下の人の割合が多いことが図 3-3 よりわかる。

図 3-4　「国の教育ローン」を利用した子どもの在学先別世帯年収構成比

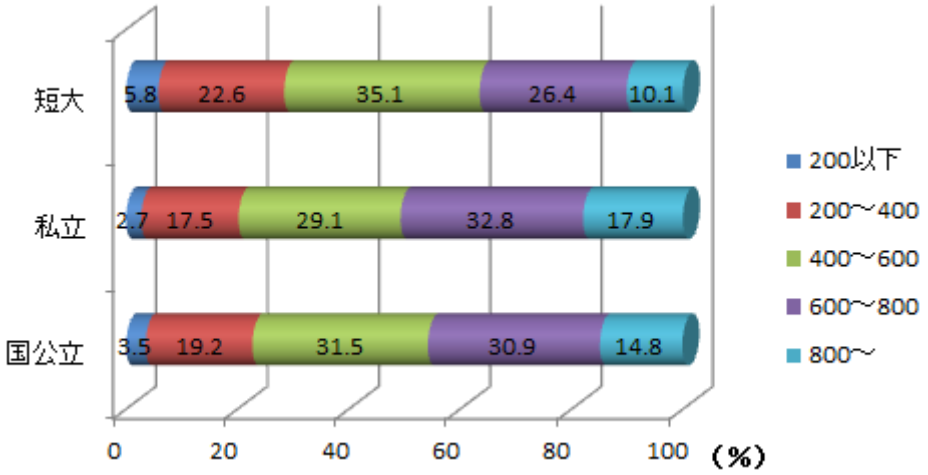

（出所：日本政策金融公庫　ニュースリリース
「教育費負担の実態調査結果（国の教育ローン利用勤務者世帯）」（平成 25 年度））

教育ローンの利用実態からも、文部科学省の「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」でも議論されている教育的貧困とされる年収 300～400 万円の世帯にはお金が回っていないことがわかる。

第３節　大学の授業料減免

文部科学省令において、国立大学法人は、経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等減免など経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる旨が規定されている。全ての国立大学法人において授業料減免制度が存在する。融資基準は、文部科学省で典型例として取り入れられているケースを図 3-5 として挙げる。

図 3-5　国立大学の授業料減免事業の基準について

（A 大学の例）
（1）経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合（※）
（※）学力基準：学部等で定める標準修得単位数以上を修得した者で，免除申請時において通算ＧＰＡが 2.0 以上の者
(2) 各期の開始前６月以内において、学生の学資を主として負担している者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

（B 大学の例）
（1）学生が経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
（※）家計基準：給与収入５２１万円以下（学部学生で４人世帯、本人自宅外通学・公立高校生自宅通学兄弟１人がいるケースで、半額免除の場合）
学力基準：各学年で異なるが、学部１年…入学時は全員適格者
学部２年…成績が「優の単位数＋良の単位数≧可の単位数＋１０」の者
(2) 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると

（出所：学生への経済的支援の在り方に関する検討会　第６回（12/11）　参考資料２）

また、私立大学の場合は、私立大学等経常費補助金（特別補助）において、私立大学等が経済的に修学困難な学生に対し授業料減免措置等を行う場合に、その 2 分の 1 以内を補助する制度がある。

国公立・私立大学共に、授業料減免の予算規模も対象人数も毎年増加している。平成 25 年度では国立大学の予算案は 291 億円、対象人数は約 5.4 万人であり、私立大学の予算は 120 億円、対象人数は約 5.9 万人である。授業料免除率が 9.8%を目指している。

第 4 章　奨学金ファンドをつくる提案

第 1 節　現状分析のまとめ

奨学金・国の教育ローン・授業料免除は、本当に教育を受けたいけど経済的理由であきらめてしまう、また経済的理由から途中で退学してしまう学生をカバーしきれていないことが分かった。世帯収入 400 万円以下の層である。また貸与型が多いために、低所得者に限ってお金を借りることを諦めてしまうことも明らかとなった。

第 2 節　提案内容

1.事業名　Future　Plus

2.事業理念・ミッション

救貧でも育英でもなく、救貧であり、奨学である。つまり経済格差による、教育の機会平等が実現された日本にすることがミッションである。学びたい人が、親の経済的要因に流されずに、自己実現をできる世の中にする。高校 3 年生時点での、高等教育の進路選択に特化し、奨学金ファンドでアプローチする。

3.事業概要

当事業は一言で「大学生のための予約奨学金ファンド」である。関係者は高校生に投資する投資家、大学という進路選択をするために経済的支援を望む高校 3 年生、18 歳人口の減少により経営難と言われている大学法人､優秀な人材を望む一般企業の 4 者で成り立つ。投資家は、当ファンドが、高校生の住所、家族構成、所属高校の属性、将来の夢などの条件から、将来所得を割り出して、高校生約 50 人ずつでポートフォリオを組んだものに投資する。高校 3 年生は、志望大学に合格次第出資を受けて、無理のない範囲で大学卒業後将来所得の 4%を当ファンドに 10 年間支払っていく。つまり学生に利息はない。学生に対してローンではなく出資が行われる。人と人とのつながりという社会資本に注目していて、顔の見える投資という点がとても大きい。当ファンドは、副事業として優秀学生にたいして大学の推薦や、企業斡旋と言ったキャリア支援も行うためにパートナーとして大学法人や一般企業と連携している。

4.提供するサービス

投資家に対しては、社会貢献をしながら資金運用できる場を提供し、若い学生が夢を追う姿からやる気や刺激をもらうことができる。自分の投資した学生が大変身して、お金持ちになった時にリターンが増えるという楽しみもある。学生が今の学生の将来の夢などか

ら、若者の傾向や現代の流れを垣間見ることもできると予測する。低リスクで年 4%～10%（チリのルムニ参考）の投資リターンを確保できる。販売手数料はかからないが、運用管理費として信託報酬を年 1.08%、自動的に投資金額から（鎌倉投信参考）支払う仕組み。当ファンドは、投資リターンと、事後レポートから得られる人間関係に根付く満足感も投資家にお約束する。

高校 3 年生（未来の大学生）に対しては、大学進学の夢を諦めずに人生のより多くの選択肢を提供できる。当ファンドは、ポートフォリオを組むことによって、将来の返済に心配する低所得者を拒むことなく、受け入れることができる。さまざまな家庭の学生を受け入れるがその中でもメインターゲットは、家庭所得が剥奪指標の閾値と言われる 400 万円以下と貧困の割合が高い母子家庭である。出資を受ける期間は、大学在学中の 4 年間（医学部・獣医学部などの 6 年制の大学生には 6 年間、短大生には 2 年間。）。もちろん大学生であっても、途中から当ファンドに応募することは可能である。大学院を含まない。当ファンドの目的は、高校生の進路選択で貧困の世帯間連鎖を食い止め、自分の人生を自分で選択してもらうためであるので、大学院を外した。マイルストーンとして大学院生も対象にすることを数年後の目標に入れる。学生の将来の可能性に投資するのであって、担保は不要。在学期間中の授業料・その他学校納付金を学校に学生の代わりに支払うという貸与形態をとる。なぜ一括融資にしないのかという点については、大学中退者がでているという第 2 章第 2 節のデータにより、継続的な支援によって、修学をサポートするためである。また奨学金のように分割貸与にしない理由にも、学校にいくお金として正当に使われていることの確認をとる必要が無いようにするためである。低所得者層で奨学金を借りることをためらう層をフォローできるようにするために、もし大学卒業後に就職先に付けなかった場合は、免除する。返済は所得の 5%を毎月当ファンドに支払う契約である。資金用途は、上記の大学教育関係費の中で学校に支払う授業料と学校納付金を対象とする。手続きは、予想将来所得を割り出すために必要な個人情報のネット上の登録、健康保険証のコピーなどの確認書類を送付するという仕組み。大学の合格が決まり次第、合格通知の送付と、振込口座確認と電話で本人確認をして、手続き完了である。簡易的にすることによって、高校生自身の申し込みに対するハードルを下げる。

大学法人・一般企業に対しては、優秀な学生を本人の希望を聞いたのちに推薦を行う。また、当ファンドは現状にある制度の補完的な役割をしているので副事業として大学法人に奨学金・授業料免除制度等現状にある制度をうまく利用するコーディネート等相談事業も行う。詳しくは、受験生をもつ 3 年生の担任教員への講習会や、生徒への講演会などである。一般企業に対しては、CSR としての貢献実績になることや、また現在の学生の傾向状況を人事へ講習会を開催するなどのサービスを提供する。

5.ターゲットとする市場・市場規模

ターゲットは投資家とその対象である高校 3 年生、または大学生の 2 者。まず、投資家

には個人投資家と機関投資家があるが、機関投資家にはサービス内容からも、若者の流れを把握したい教育関連企業（東京証券取引所　上場企業）33 社やリクルート関係企業（東京証券取引所　上場企業）60 社、そして教育分野の CSR に力をいれる企業（教育 CSR 大賞参加企業参考）100 社が考えられる。計 193 社。一方、個人投資家には、もともと投資という側面に興味をもつ約 4575 万人と、投資には興味がなかったが学生の成長に携われるという側面に惹かれる人々に分かれる。

次に、出資の対象である高校 3 年生を 18 歳と仮定すると、168 万人である。メインターゲットは、400 万以下の世帯収入で子どもがいる人々である。その割合は、平成 22 年度の厚生労働省Ⅱ各種世帯の所得等の状況によると 22.9%である。従って対象者側の人数は約 38 万人と予想できる。

6.競合類似ビジネス・制度の状況

類似ビジネスは、アメリカ・チリ・コロンビア・ペルー・メキシコで非営利・営利基金の両方を運営している “Lumni（ルムニ）”がある。共同創設者兼 CEO は、フェリペ・ベルガラ（Felipe Vergara）である。ルムニは、多様な学生の教育分野に対する社会投資ファンドを運営する会社です。慎（2009）は、「奨学金ファンド」として位置づけている。現在、低所得者層の約 5000 人の学生に融資している。事業概要は、融資ではなく、投資家は「若者の未来」という最も貴重な資産に出資をする。学生は、教育を完了し、夢を追求するための資金を受けることができる代わりに、卒業後 10 年間、所得の一定割合を支払う。しかし、学生が卒業後に職を見つけることができなかった場合、所得がなければ返済しなくてもよい。また所得が少ない時は、返済の額も少なくなる。精神的負担が少なくなるようになっている。また第 3 章の内容が類似事業である。当ファンドの位置づけを図 4-1 で示す。

図 4-1　類似事業のプロット図

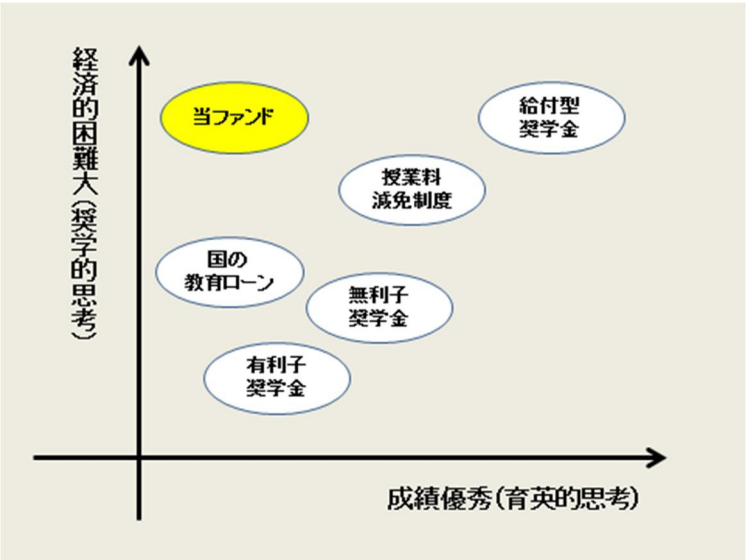

（参考：学生への経済的支援の在り方に関する検討会　第 4 回（7/29）　資料 2　）

7.事業の新規性・独自性

ルムニとの差別化は次の 2 点である。主に日本の貧困の状態に合わせるようにした結果である。①大学法人や一般企業との接点の持ち方。ルムニもキャリア支援を積極的に行っていると Web ページに記載があったが、詳細はわからない。日本において教育機会の平等を実現するための対応策が意外と存在するにも関わらず、高校生が大学進学を諦めてしまうのは高校生が無知であり、学校の先生も知らないという事実があるのではないのかと考えた。そこでまずコンサルティングも積極的に行っていくファンドである。②メインターゲットの設定。日本の子どもの貧困の現状に合わせた。ルムニはアメリカの高すぎる授業料を払うのに奨学金を既に借りているが、それでも足りない人々をターゲットにしている。日本はそもそも奨学金自体が発達していない。低所得者は貸与型の奨学金を避ける傾向がある。国の状況にマッチングさせたところが差別化になっている。

8.主要な事業活動とマイルストーン

1 年目は、寄付事業としてスタートする。ミュージックセキュリティーズ株式会社の社会的投資のプラットフォーム「セキュリテ」を通して単発の寄付事業としてどのぐらいの投資家が集まってくれるのか、寄付ではなくて出資になった場合の学生側・投資家側の対応の取り方を考えながら試行錯誤する。これは来年からの本格事業化への広告の手段としても話題性がある。この 1 年で大学からの寄付金を集める。2 年目から 4 年目までは最初に出資した学生が社会人になっていなく、リターンがまだもらえないために、ポートフォリオ数も毎年 1 ファンド 50 人ずつ投資をし、様子を伺う。この間にも 5 年目からの飛躍にむけて、学校法人に告知・広報に力を入れる。5 年後、ようやく 1 期生が社会人 1 年目に達するが、寄付であるために、リターンはまだない。今後のための就職先や給料などのアンケートを取っていく。この年から、1 年に 2 つのファンド対象学生数 100 人に増やす。10 年後、少子化による学生マーケットの縮小が考えられるので、大学院生も対象にしていく。20 年後には、サービスの幅を広げ、副事業の充実をはかり会社の安定を目指す。

9.組織体制

当ファンドは社会貢献活動を第 1 に行うが、投資家への利益配分を行うことで資本主義の仕組みの中でも長く続いて、教育の機会均等、そして貧困のない社会を目指したいということから NPO 法人ではなく、株式会社の形態をとる。つまり、会社型投資信託である。よって、貸金業法に従い、免許を取得したうえで、投資運用業と第 2 種金融商品取引行を行う。

10.想定されるパートナーシップ

初期にはミュージックセキュリティーズ株式会社と連携をとる。後に独立した株式会社になった時に、金銭の移動があるために、銀行とパートナーシップをとっていく。全国にあるという利点をつかって、ゆうちょ銀行との提携を考える。全国の大学法人とも提携し、スタートアップ資金である寄付を募る。

11.想定されるリスクと対応

想定されるリスクは大きく 2 点ある。景気変動により、雇用状況が芳しくない場合、リターンが低くなってしまう可能性があること。それに対しては、当ファンドは金銭的リターンだけではなく、社会的つながりのリターンもあるために一定の投資家の満足感は保証する。景気変動を見込んだ、ポートフォリオを組むため、学生の将来の夢や学部などからも将来所得の推定をできるだけ、精密に行う。最初は手探り状態であるかも知れないが、ノウハウをためていく。次のリスクとして考えられるのは、学生の情報公開による個人情報漏えい、それによる犯罪に巻き込まれるリスクである。投資家も、ネットページへの会員制にすることで１つ目のハードルをおく。また、学生の住居特定が不可能な範囲での、情報公開にする。

12.長期展望

子どもの相対的貧困問題に対して、大学進学機会の平等実現というアプローチで解決に向かおうと試みているが、貧困の原因はここではなくて幼少期の貧困状態が精神的・身体的に及ぼす影響であると述べる研究者もいる。このことから、数年後には幼少期の貧困に対する経済的融資ができるようなプロジェクトも進められるようにしたい。当ファンドの１番の目的は、日本の貧困問題の解決である。ここからぶれない様に、幅を広げていきたい。

引用・参考文献

文部科学白書　平成 25 年度　第 5 章　新たな知と価値を創造・発信する高等教育に向けて
慎　泰俊　2012　ソーシャルファイナンス革命―世界を変えるお金の集め方　技術評論社
山野　良一　2014　子どもに貧困を押しつける国・日本　光文社新書
阿部　彩　2008　子どもの貧困―日本の不公平を考える　岩波新書
阿部　彩　2014　子どもの貧困Ⅱ―解決策を考える　岩波新書
菅　正広　2009　マイクロファイナンス　貧困と闘う「驚異の金融」　中公新書
菅　正広　2014　貧困克服への挑戦　構想グラミン日本　グラミンアメリカからの実践から学ぶ　先進国型マイクロファイナンス　明石書店
鳥山　まどか　2005　貧困・低所得者世帯への教育費支援―生活福祉資金貸付制度を中心に―
小西　祐馬　2005　子どもの貧困研究の動向と課題
長谷川　誠　2014　リスク社会における高校生の進路意識に関する試論―大学進学費用の負担問題を超えて　佛教大学大学院紀要　教育学研究科篇　第 42 号
長谷川　誠　2012　進路多様校生徒における進路意識に関する研究　：　誰が、大学に進学しないのか？
阿部　彩　2014　日本における剥奪指標の構築に向けて：相対的貧困率を補完する指標の検討　季刊・社会保障研究 vol49 No.4
阿部　彩　2012　「豊かさ」と「貧しさ」: 相対的貧困と子ども　発達心理学研究　第 23 巻　第 4 号
赤石　千衣子　2014　女性の貧困―シングルマザーと子どもたちの実態から　法律のひろば
坂田　弘　2014　奨学金を返せない若者が急増　有利子の貸与は縮小方向に　エコノミスト
岩重　佳治　2013　奨学金問題と貧困　貧困研究 vol.11
古田　和久　2006　奨学金政策と大学教育の動向　「教育学研究」第 73 巻　第 3 号
金崎　英二　2012　大学進学率上昇を阻害するもの　大学教育ジャーナル　第 9 号